障害に応じた合理的配慮の例や留意したいこと

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるため、以下はあくまで一例です。

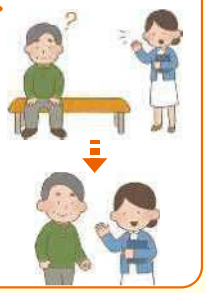
視覚障害のある人

- 全く見えない人と見えにくい人がいます。
- 要望に応じて状況を言葉で説明する、書類の代筆を認めるなどを行いましょう。
- 資料配布の際は、音声読み上げソフト対応のテキストデータや点字を用意しましょう。



聴覚障害のある人

- 全く聞こえない人と聞こえにくい人がいます。
- 手話、口話、身振り、筆談など、コミュニケーション方法が様々です。
- 筆談用メモなどの用意のほか、要望に応じて手話通訳や要約筆記などの手配をしましょう。
- 窓口などでの案内は、目で見て分かる方法を取り入れましょう。



言語障害のある人

- 様々な原因により、言葉の意味が理解できない人や言いたい言葉が出ない・文字で書けない人、声を出すための機能に障害がある人がいます。
- ゆっくりと、分かりやすい言葉で話したり、要点は文字や数字で書いたりしましょう。



肢体不自由の人

- 上肢・下肢・体幹の機能の一部または全部に障害があります。
- 「立つ」「座る」「歩く」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の動作が難しい場合があります。
- 安全な通路の確保やドアの開閉、書類の代筆などを行いましょう。



内部障害のある人

- 内臓の機能に障害があり、外見では分からない人が多いです。
- 長時間立ったままの姿勢などが困難なことがあります。疲れている様子であれば、座ってもらうようにしましょう。
- トイレの設備に不便を感じる場合があります。オストメイト対応トイレを案内するなどの対応をお願いします。

知的障害のある人

- 複雑な話や抽象的な話を理解しにくい人や、ひとつの行動に執着する人など、障害のあらわれ方には個人差が大きいです。
- ゆっくり穏やかに話しかけてみたり、発声やこだわりのある行動をした際には、落ち着けるための場所を確保したりするなどの対応を行いましょう。

発達障害のある人

- 脳機能の発達に関係する障害です。
- 曖昧な表現が理解しにくいため、絵や写真を使いながら、できるだけ簡潔に伝えましょう。
- 前もってスケジュールを提示するなど、見通しを持てるようにしましょう。
- 感覚が過敏な人や気の散りやすい人には、状態に応じて環境を整えましょう。



精神障害のある人

- 様々な精神疾患により日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。
- 適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば地域で安定した生活を送ることができます。精神疾患を正しく理解し、穏やかな対応を心がけましょう。

高次脳機能障害のある人

- 頭部のけがや病気などで脳に損傷を負い、言葉が出にくいことや、感情や行動の調整が難しいことがあります。
- 外見からは分かりにくいため、十分に理解が得られない場合があります。
- ゆっくり、はっきり話したり、絵や写真を使って説明をしたりしましょう。



難病患者の人

- 治療法が確立されていない完治が難しい疾患で、一見健康そうであっても、体調に波がある、疲れやすいなどの症状があります。
- 人によって症状は様々です。本人の状態や配慮すべきことを聞いて対応しましょう。



複数の障害を併せ持つ場合もあるため、必要な調整は様々です。
障害のある人との対話を大切にしましょう。

北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

問合せ先：北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課
電話：093-582-2453　ＦＡＸ：093-582-2425